

平成 26 年 12 月 26 日
消費者庁食品表示企画課

食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（案）等についての意見募集

1 意見募集の対象

- ・食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令案の概要（別紙 1）
- ・食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令案の概要（別紙 2）
- ・食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令案の概要（別紙 3）
- ・食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令案の概要（別紙 4）

2 意見募集の趣旨

昨年の第 183 回通常国会におきまして、「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」といいます。）が成立し、消費者庁では、食品表示法の施行に向けた準備を進めております。

法第 6 条第 8 項等の規定により、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める必要があります。

今般、その内容を踏まえた「食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（案）」等の概要を作成いたしました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

なお、本内閣府令等の案の概要は、早急に国民の皆様から御意見を伺うためにお示しするものであり、今後、国民の皆様から頂いた情報・意見を踏まえ、内容を検討の上、指針等の案を作成する予定です。

3 意見募集期間

平成 26 年 12 月 26 日（金）から平成 27 年 1 月 31 日（土）まで
（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

御意見には、理由を付して次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 【電子メールの場合】

E-mail : i.shokuhin5@caa.go.jp 宛て

* 電子メール件名を「食品表示法の内閣府令等案について」としてご下さい。

(2) 【FAX の場合】

03-3507-9292

消費者庁食品表示企画課 内閣府令等案意見募集担当宛て

* 表題を「食品表示法の内閣府令等案について」としてご下さい。

(3) 【郵送の場合】

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-1 1-1 山王パークタワー5階

消費者庁食品表示企画課 府令等案意見募集担当宛て

* 封筒表面に「食品表示法の内閣府令等案について」と朱書きしてご下さい。

お送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。

- 【1】 タイトル（「食品表示法の内閣府令等案について」と記入してください。）
- 【2】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】 職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]
- 【4】 住所
- 【5】 電話番号
- 【6】 メールアドレス（お持ちの場合）
- 【7】 御意見及びその理由

5 注意事項

○お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

○御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

○御記入いただいた氏名、住所、電話番号及びメールアドレスは、御提出いただ

いた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
○電子メールでの御意見は、テキスト形式のメールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理できません。